

令和5年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 令和5年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第21号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第22号 令和4年度鳥取県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第23号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算（第2号）

- 議案第26号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第2号）**
- 議案第27号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議案第28号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議案第29号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議案第30号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議案第31号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）**
- 議案第32号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算（第1号）**
- 議案第33号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議案第34号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第2号）**
- 議案第35号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第3号）**
- 議案第36号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）**
- 議案第37号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第4号）**
- 議案第38号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（財政課、森林づくり推進課）**

次のとおり鳥取県豊かな森づくり協働基金を新たに設置するものである。
 （新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
鳥取県豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てること。

[令和5年4月1日施行]

議案第39号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

県内産業の成長を応援し県内経済の活性化を図るため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期間を5年間延長するものである。

（概 要）

令和10年3月31日（現行 令和5年3月31日）までに鳥取県産業成長応援条例第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。）を行う者が当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する産業成長応援補助金の交付の決定を受けた場合は、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象とする。

[公布施行]

議案第40号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

失業者の退職手当に係る支給期間の特例を定めることができる場合として、退職の日後に事業を開始した職員等がその旨を知事に申し出た場合を加える。

[公布施行]

議案第41号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）

令和5年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・知事部局 4人増
- ・教育委員会事務局 3人減
- ・企業局 1人減
- ・学校職員 7人減

[令和5年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （とっとり弥生の王国推進課）

令和5年度末に指定管理者による管理の期間が満了する鳥取県立むきばんだ史跡公園について、一層の活用及び運営の効率化を図るため、指定管理者に行わせる業務の範囲を拡大する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①指定管理者に行わせる業務に、史跡公園の普及啓発及び情報発信に関する業務等を追加する。
- ②史跡公園の利用時間及び利用休止日の変更は、指定管理者が知事の承認を得た上で行うこととする。
- ③施設の占用に係る利用許可及び史跡公園における物品販売等の行為許可は指定管理者（現行 知事）が行うこととする。

[令和6年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（子育て王国課等）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。
（概要）

- ①児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）並びに指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、児童等の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずることとする。
- ②児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等並びに認定こども園は、児童等の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により、児童等の所在を確認することとする。なお、保育所及び児童発達支援センター、指定障害児通所支援事業者等並びに認定こども園は、児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき等は、当該自動車にブザー等を備え、児童等の降車の際にはこれを用いて児童等の所在の確認を行うこととする。
- ③児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- ④民法の一部が改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、児童発達支援及び医療型児童発達支援の事業を行う指定障害児通所支援事業者等の管理者が利用者に対して行う懲戒等について定めた規定を削る。
- ⑤乳児の数が4人未満である保育所において、子育てに関する知識と経験を有する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保できる場合、当該保健師等のうち1人を保育士とみなすことができることとする。
- ⑥認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができることとする。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満であるときは、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって教育又は保育に従事する職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

[令和5年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

ドメスティックバイオレンスの被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、婦人相談所等からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書の発行を受けた者等を追加する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として、婦人相談所等からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた者を追加する。
- ②老朽化した西郷団地及び三明寺団地を廃止することに伴い、当該団地に係る規定を削除する。

[公布施行]

議案第45号 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

建築基準法の一部が改正され、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等で交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めたものについては、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされたこと等に伴い、当該特例の認定等に係る手数料を定めるものである。（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定	1件につき	27,000円
第一種低層住居専用地域等において、太陽光など再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めてする許可	1件につき	160,000円

[令和5年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

大規模店舗の立地について、より適切な場所への誘導を図るため、交差点の混雑状況を示す指標である集客時飽和度の上限値を定める規定を改める等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①交差点の混雑状況を示す指標である集客時飽和度の上限値を定める規定について、固定した数値から算式に改める。
- ②引用する農地法の条項を改める。

[公布施行 ほか]

議案第47号 鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例（森林づくり推進課）

森林法施行令の一部が改正され、都道府県知事の許可を要する開発行為の範囲が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第48号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

（会計指導課、医療政策課）

県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の貸付けの対象者に学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）の学生を加えることに伴い、同奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行うものである。

（概 要）

自治医科大学で医学を専攻する者で将来知事が勤務を命ずる県内病院等（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに貸し付けられた医師養成確保奨学金については、自治医科大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務に従事したときは、その返還を免除することができるものとする。

[公布施行]

議案第49号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課、住まいまちづくり課）

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正により、低炭素建築物新築等計画の認定申請の単位が改正されたこと及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に簡易な評価方法が新設されたこと等に伴い、簡易な評価方法による場合の手数料を新たに設ける等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画に関し、建築物全体を単位として認定する場合に加え、建築物のうち住宅部分又は非住宅部分を単位として認定する場合の手数料について定める。
- ②次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分		単 位	金 額
ア 簡易評価法による低炭素建築物新築等計画の認定			
(ア) 住宅の用に供する部分	戸数が1戸	1件につき	16,000円
	戸数が2戸以上5戸以下	1件につき	31,000円
	戸数が6戸以上10戸以下	1件につき	44,000円
	戸数が11戸以上25戸以下	1件につき	65,000円
	戸数が26戸以上50戸以下	1件につき	97,000円
	戸数が51戸以上100戸以下	1件につき	146,000円
	戸数が101戸以上200戸以下	1件につき	209,000円
	戸数が201戸以上300戸以下	1件につき	269,000円
	戸数が301戸以上	1件につき	305,000円
(イ) 共同住宅の共用部分	床面積が300平方メートル以下	1件につき	44,000円
	床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件につき	78,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき	144,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき	198,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき	243,000円
	床面積が25,000平方メートル超	1件につき	291,000円
イ 簡易評価法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定			
(ア) 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき	16,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき	17,000円
(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の用に供する部分	床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき	30,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき	52,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき	94,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき	143,000円

- ③建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について定めた規定中引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名を改める。

[公布施行 ほか]

議案第50号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通企画課）

道路交通法の一部が改正され、特定自動運行を行おうとする者は公安委員会の許可を受けなければならないこととされたこと等に伴い、これらの新たな事務について新たに手数料を徴収するものである。

（手数料の概要）

設定

区分	単位	金額
特定自動運行の許可	1件につき	79,200円
特定自動運行計画の変更の許可	1件につき	78,500円

[令和5年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機の基準について、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車又は自転車（現行 歩行者又は自転車）が道路を横断することができる間は、車両等の交通整理を行う信号機のいずれもが当該道路を通行できる信号を表示しないものとする。

[令和5年4月1日施行]

議案第52号 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（小中学校課）

学齢期を経過した者であって、不登校、病気その他の理由により学校における就学の機会を享受できなかった者等に対し、個々の状況に応じた就学の機会を提供するため、夜間その他特別な時間において授業を行う県立中学校を新設するものである。

（概要）

鳥取県立まなびの森学園を鳥取市に設置する。

[令和5年10月1日施行]

議案第53号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

厚生病院における診療体制の専門化等を図るため、病院で標榜する診療科名を見直すものである。

（概要）

厚生病院で標榜する診療科名に胸部外科を加える。

[令和5年4月1日施行]

議案第54号 財産を無償で貸し付けること（湖山池漕艇場のリギング場及び駐車場の用地）について（スポーツ課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町南五丁目727番 ほか6筆	土地	1,000㎡

貸付期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

無償貸付理由：ボート競技の振興を図るため、湖山池にあるリギング場（競技者の体格に合わせて艇を調整する場所）及び駐車場の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第55号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について（医療政策課）

相手方：日本赤十字社中四国ブロック血液センター

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市江津字西皆竹 318 番 1 ほか 1 筆	土地	4,110.71 m ²

貸付期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

無償貸付理由：採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第56号 財産を無償で貸し付けること（米子駅前だんだん広場）について（緑豊かな自然課）

相手方：米子市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市明治町 360 番 ほか 2 筆	土地 (土地に附属する立木を含む。)	3,047 m ²
	工作物	

貸付期間：令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

無償貸付理由：米子駅周辺の活性化に向けて米子市が進める歩いて楽しいまちづくりの推進のため、同市に対して土地及び工作物を無償で貸し付けようとするものである。

議案第57号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）について（畜産課）

相手方：公益財団法人鳥取県畜産振興協会

貸付財産：普通財産

名称	所在地	種類
鳥取放牧場	鳥取市越路ほか	土地、牧柵、給水施設、畜舎、堆肥舎、肥料庫、看視舎等
鳥取放牧場河合谷牧野	鳥取市国府町雨滝	
鳥取放牧場兵円牧野	鳥取市河原町北村ほか	
大山放牧場俵原牧野	東伯郡三朝町俵原	
大山放牧場	西伯郡伯耆町小林ほか	

貸付期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

無償貸付理由：公共育成牧場の安定的な運営を図るため、育成放牧事業を実施している公益財団法人鳥取県畜産振興協会に、当該事業の用に供する放牧場の土地及び施設を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第58号 財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について（教育環境課）

相手方：米子市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市新開一丁目 1400 番 16	土地	241 m ²

貸付期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第59号 財産を無償で譲渡すること（倉吉市道用地）について（警察本部会計課）

相手方：倉吉市
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
倉吉市上井621番2 ほか2筆	土地	236 m ²

無償譲渡理由：現在、倉吉市に無償で貸し付けて市道の用に供されている土地を、今後も市道の用に供するため、同市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第60号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部交通指導課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金300円を和解の相手方に支払う。

概要：令和4年12月24日、鳥取警察署の職員が、公務のため取り扱った和解の相手方所有の自動車検査証を誤って破棄した。これにより、和解の相手方が、自動車検査証の再発行をすることとなったために負担した費用を県が負担しようとするものである。

議案第61～75号 権利の放棄について（家庭支援課等）

債務者の死亡等により回収の見込みがない債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	区分	相手方	金額	放棄する理由
61	児童扶養手当返納金の未返還額の請求権	東伯郡湯梨浜町 個人	988,150円	債務者の破産
62	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付金償還金の未償還額及び違約金の請求権	(債務者) 倉吉市 個人 (連帯保証人) 東伯郡北栄町 個人 (連帯保証人) 西伯郡大山町 個人 (連帯保証人) 倉吉市 個人	6,350,000円及びこれに対する違約金	債務者及び連帯保証人の死亡、相続人の相続放棄又は時効の援用
63	過年度分給与過払返納金の未返還額の請求権	米子市 個人	187,089円	債務者の破産
64	鳥取県進学奨励資金貸付金の未返還額の請求権	(債務者) 米子市 個人 (連帯保証人) 西伯郡大山町 個人	257,840円	債務者及び連帯保証人の民事再生
65	病院事業診療費請求権	鳥取市 個人	215,361円	債務者の破産
66	同上	岩美郡岩美町 個人	846,520円	同上
67	同上	鳥取市 個人	66,500円	同上
68	同上	兵庫県明石市 個人	5,850円	同上
69	同上	鳥取市 個人	205,182円	同上
70	同上	倉吉市 個人	84,815円	同上
71	同上	(債務者) 鳥取市 個人 (連帯保証人) 鳥取市 個人	635,272円	債務者及び連帯保証人の破産
72	同上	(債務者) 鳥取市 個人 (連帯保証人) 鳥取市 個人	21,280円	同上
73	同上	(債務者) 鳥取市 個人 (連帯保証人) 鳥取市 個人	155,856円	同上

議案番号	区分	相手方	金額	放棄する理由
74	病院事業診療費請求権	広島市 個人	36,520 円	債務者の死亡、相続人の不在
75	同上	倉吉市 個人	29,398 円	同上

議案第76号 公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）についての議決の一部変更について

(空港港湾課)

鳥取県営鳥取空港の公共施設等運営権の存続期間を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(変更内容)

運営権の存続期間：変更前 公共施設等運営権設定の日から令和6年3月31日まで
→ 変更後 公共施設等運営権設定の日から令和9年3月31日まで

議案第77号 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について（県民参画協働課）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の一部を県が倉吉市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、鳥取県町村総合事務組合、境港管理組合及び鳥取中部ふるさと広域連合からそれぞれ受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第78号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：牧野 芳光 税理士

議案第79号 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策総合調整課）

新型コロナウイルス感染症は、これまでの変異により感染力は強くなったものの、発生初期と比較して重症度が低下しており、国において「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しない」と示され、公衆衛生上緊急の対応を要する危険のある感染症ではなくなりつつある。

その病原性、重症化の可能性の高さ、その他ウイルスの特性による県民の生命及び健康への影響を考慮し、必要に応じてクラスター対策を実施するよう、クラスター対策を行うべき新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①その病原性等による県民の生命及び健康への影響を考慮し、公衆衛生上緊急の対応を要する危険性がないと知事が認める場合における新型コロナウイルス感染症は、この条例の規定によるクラスター対策を行うべき新型コロナウイルス感染症とはしない。
- ②再び、強毒性の感染症となるなど、知事は①の場合に該当しなくなると認めるときは、公衆衛生、感染症その他の医学に関する知見を有する者の意見を聴くとともに、議会に報告するものとする。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分¹の報告について

(1) 工事請負契約(国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(石塚高架橋(P5~A2))(補助改良)) の変更について(令和4年12月22日専決)(道路建設課)

週休2日モデル工事の実施による経費補正を行ったこと等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 523,380,000円 → 変更後 542,059,100円(18,679,100円の増)

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年1月11日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 境港市 個人
乙 境港市 個人
丙 境港市 個人
丁 米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金99,546円を甲に、43,476円を乙に、167,917円を丁にそれぞれ支払う。(県過失4割)

事故の概要：令和4年2月28日、和解の相手方甲、乙及び丙が、一般国道431号をそれぞれ普通乗用自動車、軽貨物自動車及び小型乗用自動車で行方不明中、路上に落下していた街路樹の枝に接触し、それぞれの車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年1月11日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 米子市 企業
乙 島根県松江市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金376,332円(県過失10割)を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和4年3月26日、和解の相手方甲が、一般国道180号を小型乗用自動車で行方不明中、強風により飛散した県が管理する看板に当たり、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年1月11日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 岡山県総社市 個人
乙 岡山県総社市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金246,640円(県過失8割)を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和4年4月11日、和解の相手方甲が、一般国道179号を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行方不明中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年1月11日専決)(道路企画課)

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金11,897円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年4月15日、和解の相手方が、一般国道431号の歩行者用道路を通行中、側溝の蓋が跳ね上がり、バランスを崩して転倒し、和解の相手方所有の腕時計等が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年1月11日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 8,525 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年8月9日、和解の相手方が、一般県道麻生国府線を軽貨物自動車で行中、破損した側溝の蓋に接触し、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年1月11日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 島根県安来市 個人

乙 島根県松江市 企業

丙 島根県安来市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 635,107 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：令和4年9月6日、和解の相手方丙が、一般県道東福原樋口線を和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が使用する普通乗用自動車で行中、強風により飛散した県設置の注意看板に当たり、同車両が破損したものである。

(8) 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（令和5年1月18日専決）（人事企画課等）

子ども・子育て支援法、教育公務員特例法及び博物館法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する法律の条項を改めるものである。

[令和5年4月1日施行]

(9) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和5年1月18日専決）（脱炭素社会推進課）

地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する法律の題名及び条項を改めるものである。

[令和5年4月1日施行 ほか]

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年1月18日専決）（農林水産政策課）

和解の相手方：甲 東伯郡北栄町 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 220,744 円を甲に、51,920 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 8 割）

事故の概要：令和3年10月29日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年1月18日専決）（農林水産政策課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 163,647 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年11月24日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を左折する際、右方の安全確認が不十分であったため、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和5年1月18日専決）
(人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例（令和5年1月30日専決）（子育て王国課）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[令和5年4月1日施行]

(14) 鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年1月30日専決）
(博物館、美術館整備課)

博物館法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県立博物館協議会に関する条例
- ・鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立美術館の設置等に関する条例

[令和5年4月1日施行]

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業未来創造課）

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和5年1月1日現在 47人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 6件 変更 1件